R6.5.13WGヒアリング 東京都 提出資料 信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大

国家戦略特区ワーキンググループ 東京都説明資料

信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大

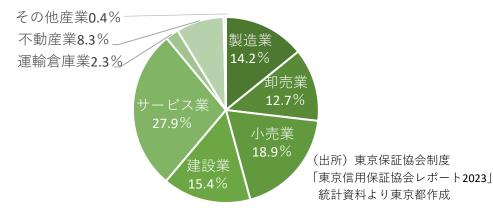
令和6年5月13日

✔ 金融事業者のエコシステムを形成するため、信用保証制度の対象範囲を拡大すること

現状と課題

- ○信用保証制度や日本政策金融公庫等の融資対象に関し、 金融・保険業のみが対象となる業種を限定列挙(ポジ ティブリスト)する形
- ○2022年の政令改正で資産運用業者等にも対象が拡大されたが、限定列挙方式自体は維持され、新興業種や事業者数が少ない業種は依然対象外。リストで参照しているのは日本産業分類であり、新設された業種の対象可否が分かりにくい(例:金融サービス仲介業)
- ○金融関係の新興の業種に該当する事業者は、信用保証 制度や日本政策金融公庫等の融資の対象外に
- ⇒利用対象を拡大し、多様なプレーヤーの創業を促進 することで、金融分野のイノベーションを推進

【参考】東京信用保証協会の業種別利用状況(2022年度)



具体的な要望事項

○関連法令を改正し、制度対象の業種を列挙する方式から、**除外される業種を列挙する方式に変更**し、その対象となる金融・保険業の範囲を拡大すること

(現行)対象業種を限定列挙(太字部分)

中小企業信用保険法施行令

(中小企業者の範囲)

第一条 中小企業信用保険法第二条第一項第一号の政令で定める業種は、**次に掲げる業種以外の業種**とする。

3 金融・保険業(クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業(補助的金融商品取引業を除く。)、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業(略)資金移動業務を行うもの及び(略)前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。)、金融代理業(金融商品仲介業に限る。)、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)

※株式会社日本政策金融公庫法施行令にも同様の規定あり

